

○大分県食品行商取締条例

昭和四十八年六月三十日

大分県条例第三十二号

大分県食品行商取締条例をここに公布する。

大分県食品行商取締条例

大分県食品行商取締条例(昭和二十五年大分県条例第三十二号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、食品行商に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で、「食品行商」とは、店舗を設けなくて一定地域を移動し、魚介類、アイスクリーム類(氷菓子を含む。)、ところてん及び削氷を販売し、又は菓子を製造する営業をいう。

(営業の許可)

第三条 食品行商を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、申請の内容が第四条の規定による基準に合うと認めるときは、許可しなければならない。

3 第一項の許可には、五年を下らない有効期間その他食品衛生上必要な条件を付けることができる。

(平七条例八・平七条例四三・平一〇条例一二・一部改正)

(営業の承継)

第三条の二 前条第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可営業者」という。)について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(平七条例四三・追加、平一三条例三三・一部改正)

(許可の基準)

第四条 知事は、食品行商について、公衆衛生上の見地から必要な許可の基準を定めるものとする。

(許可証及び検査済証の交付等)

第五条 知事は、第三条第一項の許可をしたときは、許可証及び検査済証を交付するものとする。

2 第三条第一項の許可を受けた者は、前項の許可証又は検査済証を損傷し、又は紛失したときは、再交付を受けなければならない。

(手数料)

第六条 第三条第一項の許可を受けようとする者又は前条第二項の再交付を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(守るべき事項)

第七条 食品行商を営む者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 行商設備は、清潔なものを用い、容器には、検査済証をはりつけること。

二 手指、作業衣等は、常に清潔にしておくこと。

三 行商許可証は、常に携帯し、他人に貸与しないこと。

四 魚介類の行商をする者は、調理行為をしないこと。

五 魚介類の行商をする者は、一定の場所にとどまり、人を待ちうけ、又は呼び集めて魚介類を露出して販売しないこと。

六 その他知事が衛生上必要と認めた事項

(平七条例八・一部改正)

(措置命令、許可の取消し、営業の禁止等)

第八条 知事は、食品行商を営む者が第四条の規定による基準又は前条の規定に違反した場合においては、必要な措置を命じ、又は第三条第一項の許可を取り消し、若しくは営業を禁止し、若しくは期間を定めて停止するこ

とができる。

(平七条例八・一部改正)

(罰則)

第九条 第三条第一項の規定に違反した者又は前条の処分に違反した者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に改正前の大分県食品行商取締条例第三条第一項の規定による許可を受けて食品行商を営んでいる者は、その有効期間満了の日までは、この条例第三条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている第三条第一項の許可の有効期間については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第三三号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県食品衛生条例(以下「改正後の食品衛生条例」という。)の規定、第二条の規定による改正後の大分県食品行商取締条例(以下「改正後の食品行商取締条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の大分県生活環境の保全等に関する条例(以下「改正後の生活環境保全条例」という。)の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

(大分県食品行商取締条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の食品行商取締条例第三条の二第一項の分割により当該営業を承継した法人(適用日から施行日の前日までの間に承継したものに限る。)で、同項の規定により許可営業者の地位を承継することとなったものに対する同条第二条の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「大分県食品衛生条例等の一部を改正する条例(平成十三年大分県条例第三十三号)の施行の日後、遅滞なく」とする。